

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会
これまでの議論の整理（案）
参考資料

参考資料 1	「加入者を特定するための鍵となる情報の選択肢の比較について（検討メモ）」（第 7 回検討会資料）	1
参考資料 2	「情報閲覧における脅威と対策」（第 8 回検討会資料）	2
参考資料 3	「資格確認における脅威と対策」（第 8 回検討会資料）	5
参考資料 4	「レセプトに自動転記される項目」（第 8 回検討会資料）	7
参考資料 5	「保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法について（案）」（第 8 回検討会資料）	8
参考資料 6	「カードが利用できない状況下や現行の被保険者証等からカードへの移行期間の対応について」（第 8 回検討会資料）	12
参考資料 7	「現行の介護保険被保険者証に記載されている情報」（第 8 回検討会資料）	14
参考資料 8	「カードの交付主体 3 案の比較について（作業班検討メモ）」（第 7 回検討会資料）	15
参考資料 9	「カードの発行・交付方法の概念図（案）（出生時フローについて）」（第 7 回検討会資料）	16
参考資料 10	「カードの発行・交付方法の概念図（案）（切替フローについて）」（第 7 回検討会資料）	21
参考資料 11	「属性・保険者変更時の手続・カード使用方法等」（第 8 回検討会資料）	23

加入者を特定するための鍵となる情報の選択肢の比較について（検討メモ）

参考資料 1
(第7回検討会資料)

	案1：制度共通の 統一的な番号	案2：カードの識別子	案3：各制度の現在の 被保険者番号	案3-2：各制度内で 不変的な番号	案4：基本4情報
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○住所・氏名の変更、保険者の異動があった場合でも、個人を特定しやすく、また、ICチップの情報を書き換える必要がない。 ○番号を本人も識別できる形とした場合、オフライン時でもこの番号で資格確認等を行うことができるようにすることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住所・氏名の変更、保険者の異動があった場合でも、個人を特定しやすく、また、ICチップの情報を書き換える必要がない。 ○個人ではなくカードに付いているものなので、案1に比べると個人情報に関する懸念は小さいのではないか。 ○識別子を本人も識別できる形とした場合、オフライン時でもこの識別子で資格確認等を行うことができるようにすることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行制度を変更するものではないので、いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念は、案1と比べると小さいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金、医療、介護の各の制度内だけで使われる番号なので、案1と比べると社会的受容性は高いのではないか。 ○医療保険、介護保険においては、保険者を変っても、この番号で個人を特定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「番号」を用いないことから、いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念は、案1と比べると小さいのではないか。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念が生じうる。 ○新たな番号付番・管理の仕組みを構築する必要がある。 ○個人情報保護の観点からは、番号の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○カードが変わる度に識別子も変わるので、資格情報を関連付けする機会が案1よりも多い。 ○カードの識別子の管理を統一に行う仕組みが必要。 ○個人情報保護の観点からは、識別子の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者番号が変わる度に、カードのICチップ内情報の書き換えなどが必要。 ○将来、サービス追加時に新たな番号等をカードのICチップに書き込む必要が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての医療保険者や介護保険者のシステム改修が必要となる。 ○将来、サービス追加時に新たな番号等をカードのICチップに書き込む必要が生じる。 ○新たな番号については、個人情報保護の観点からは、番号の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○4情報が一致する他人が存在する可能性がある。 ○外字の扱いが異なるシステム間で、同一人物でも一致しない場合がある。 ○住所異動、氏名変更の度に、カードのICチップの書き換えや資格情報の関係付けが必要。